

【件名】ACT政府発表：西豪州のパース市及びピール地方に滞在歴のある人への対応（その4）（規制強化）（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 5月2日（日）、ACT政府は、西豪州政府が新たに3件の新型コロナウイルス市中感染について調査を開始したことを受け、パース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）に訪問歴のある人に対して、5月2日午後6時から、再度規制を実施する旨発表しました（4月30日のACT政府発表では、同地域からACTへの入境に当たりオンラインでの申告が不要になる旨発表したところですが、今回、改めて申告が必要になる旨発表しました）。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/public-health-alert-western-australia>

（1）5月2日（日）、ACT政府は、西豪州政府が新たに3件の新型コロナウイルス市中感染について調査を開始したことを受け、パース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）に訪問歴のある人に対して、5月2日午後6時から、再度規制を実施する旨発表しました（4月30日のACT政府発表では、同地域からACTへの入境に当たりオンラインでの申告が不要になる旨発表したところですが、今回、改めて申告が必要になる旨発表しました）。

（2）過去14日以内に、パース市及びピール地方に訪問歴のある人でこれからACTに入境する人は、ACT入境の24時間前までに、また、既にACTに滞在中の人は、5月3日（月）の午後6時までにオンラインで申告をしなければなりません。なお、過去14日以内にオンラインで申告をした人は、再度申告する必要はありません。オンラインでの申告が出来ない人はACT保健局（電話0262077244）に電話で申告してください。

○オンライン申告先：<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern/online-travel-forms>

2 既にACTに滞在している人で、4月27日（火）以降にパース市及びピール地方に滞在歴のある人は、西豪州政府のホームページをチェックし、自分が感染の可能性があった地点（exposure site）に訪問していないか確認してください。

（1）仮に、4月27日（火）以降に感染の可能性がある地点（exposure site）、または、27日以前に高度の感染の可能性がある地点（close contact exposure site）に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を実施し、検査を受け、ACT保健局（電話：025

1246209)に電話してください。

(2) 4月27日以前に、西豪州政府指定の軽度の感染の可能性がある地点(casual contact exposure site)に訪問歴がある人は、直ちに、新型コロナウイルス検査を受け、陰性結果を受領するまで、自己隔離することが求められています。

○西豪州政府発表の感染の可能性があった地点

[https://healthywa.wa.gov.au/Articles/A\\_E/Coronavirus/Locations-visited-by-confirmed-cases](https://healthywa.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus/Locations-visited-by-confirmed-cases)

3 ACT入境に際し、過去14日以内にパース市及びピール地方に訪問歴のある人は、直ちに西豪州政府のホームページ(上記)で感染の可能性がある地点に訪問歴があるか確認し、ある場合は、記載されている指示に従ってください。ACT住民以外の人で高度の感染の可能性がある地点に訪問歴のある人は、事前の免除許可を受けない限り、ACTに入境すべきではありません。ACT住民で、高度の感染の可能性がある地点に訪問歴のある人は、ACT保健局(電話:0251246209)に電話してください。

4 新型コロナウイルスに関する状況が流動的なため、現時点での西豪州への渡航はお勧めしません。仮に西豪州へ渡航する場合は、状況の変化が早いことに留意し、戻る際にはオンラインでの申告が求められます。

5 ACT政府は、下記リンク先に、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記のリンク先が変更になる場合もあるようですので、最新情報は下記から確認するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX:02-6273-1848

メール:[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館HP:[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト:<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト:<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト:<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W州、N T（北部準州）管轄）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館（V I C州、S A州、T A S州管轄）

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館（Q L D州管轄）

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館（W A州管轄）

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>